

平成 20 年 12 月 5 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
ジョイント・リート投資法人
代表者名 執行役員 三 駄 寛 之
(コード番号：8973)

資産運用会社名
東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ
代表者名 代表取締役 坂 本 光 司
問合せ先 IR・財務部長 沢 田 直 也
TEL. 03-5759-8848 (代表)

極度ローン基本契約に関するお知らせ

ジョイント・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 17 年 12 月 7 日付「極度ローンの設定に関するお知らせ」及び平成 19 年 3 月 2 日付「極度ローン基本契約の変更に関するお知らせ」で公表しました極度ローン基本契約（その後の修正を含み、以下「本基本契約」といいます。）について、契約期間満了に伴い、平成 20 年 12 月 8 日付で終了させることといたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本基本契約の概要

- (1) 極度ローン貸付上限額：250億円又は一定の算式による上限額（注）のいずれか小さい金額
（注）本投資法人が、貸出実行時において保有し又は取得する予定の一定の資産の鑑定評価額等を基準として、極度ローン基本契約に定められた一定の算式をもって計算される金額
- (2) 契約期間満了日：平成20年12月8日

2. 本基本契約の終了理由

本基本契約の終了は、以下の理由により、本投資法人の今後の資金調達に影響を及ぼすものではなく、また、コストや担保運営面でのメリットが認められることから、契約期間満了に伴い、本基本契約の借入先との合意の上で、平成 20 年 12 月 8 日付で本基本契約を終了させることといたしました。

- ・ 本基本契約の定める極度枠（以下「本極度枠」といいます。）は、案件ごとに借入審査を受けなければならない、いわゆるアンコミット・ベースのものであり、資金調達において一定の機動性は認められるものの、本基本契約の終了により本投資法人の今後の資金調達に影響を及ぼすものではないこと
- ・ 本極度枠の維持コスト（フィーの支払い等）が削減できること

3. 今後の見通し

本投資法人の平成 21 年 3 月期（平成 20 年 10 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）における運用状況に与える影響は軽微であり、本件による運用状況の予想の変更はありません。

4. その他

本基本契約に基づき借入れ済みの借入金の返済期日に変更はありません。

以 上

- * 本資料の配布先： 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページ：<http://www.joint-reit.co.jp/>